



弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所

URYU & ITOGA <https://uryuitoga.com>

東京事務所 〒107-6036 東京都港区赤坂1丁目12番32号
アーク森ビル 36階

TOKYO OFFICE Ark Mori Bldg. 36F 12-32, Akasaka 1-chome
Minato-ku, Tokyo 107-6036, JAPAN

TEL:03-5575-8400 FAX:03-5575-0800

著作権法改正の概要① ～放送番組の同時配信等に係る権利処理の円滑化に係る改正～

第1 はじめに

第2 放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化を目的とする改正

弁護士／弁理士 正木 湧士

第1 はじめに

「著作権法の一部を改正する法律」(令和3年法律第52号)が2021年5月26日に成立し、同年6月2日に公布されました(以下「本改正」といいます。)。この改正内容は、①放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に係る改正、②図書館関係の権利制限規定に係る改正の2点です。

このうち、①放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に係る改正については、令和4年1月1日に施行されました¹。

本稿では、①の改正内容について、その概要を解説します。

なお、②図書館関係の権利制限規定に係る改正については、[著作権法改正の概要②～図書館関係の権利制限規定に係る改正～](#)をご参照下さい。

¹ 準備行為として行う著作権等管理事業者の指定等についてはこれに先行して令和3年10月1日に施行されています。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

本書に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

©URYU & ITOGA 2022

第2 放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化を目的とする改正

1. 改正の趣旨

著作権法において、放送番組における著作権の権利処理については、通常のインターネットの送信(著作権法では「自動公衆送信」(著作権法 2 条 9 号の 4))の場合よりも簡便に済むように設計されています。これは「放送」が、①決められた時間にのみされるもので、②放送法により内容の公益性が求められ、③「放送」を行うには免許・設備などが必要であることから許容されているものです。

しかしながら、今日、視聴者の利便性向上やコンテンツ産業の振興等の観点から、放送番組をインターネットで同時配信等することが、非常に重要性を増しています。その一方で、放送番組には多様かつ大量の著作物等が利用されているため、放送に加えてインターネット同時配信等の権利処理を行うにあたっては、限られた時間内で異なる相手先と利用条件等について詳細な交渉を行うことが極めて困難であり、負担となっているとの課題がありました。

そこで、本改正では、従前の制度において障害となっていた放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理を円滑化するための改正がされました。

2. 改正の解説

(1) 定義付け規定(著作権法 2 条 1 項 9 号の 7)

本改正では、改正の主たる対象となる「放送同時配信等」の定義規定が新設されました。この「放送同時配信等」とは、放送番組又は有線放送番組のインターネットによる配信のうち一定の要件に該当するものをいい、具体的には、以下の形態による配信が対象となります。

- ① 同時配信(放送と同時に同じ進行で配信されるもの)
- ② 追っかけ配信(放送が終了するまでに配信が開始されるもの)
- ③ 見逃し配信(放送終了後も一定期間以内²に配信されるもの)

(2) 改正内容

ア 権利制限規定の放送同時配信等への拡充

権利制限規定とは、著作権者の権利を制限し、著作権者の許諾を得ることなく著作物を利用すること等を例外的に許容する規定のことをいいます。

これまで「放送」のみが対象とされていた以下の(ア)から(カ)の権利制限規定について、本改正により「放送同時配信等」が対象に追加され、適用されることとなりました(但し、下記(イ)については、「放送同時配信等」の中でも同時配信及び追っかけ配信のみが対象です。)

(ア)学校教育番組の放送等(34 条 1 項)

公表された著作物は、権利者の許諾がなくても、学校教育の目的上必要と認められる限度で、一定の基準に準拠した学校向けの放送番組又は有線放送番組において利用することができますが、本改正により、「放送同時配信等」が許容される行為の対象に追加されたことで、当該番組を「放送同時配信等」することが可能となりました。

² 「放送同時配信等」に該当する見逃し配信の期間は、番組の放送が行われた日から 1 週間以内を原則としつつ、同一名称で放送される連続番組の放送間隔が 1 週間を超える場合には、文化庁長官が一月以内で定める期間とされています。

もっとも、権利者の利益に配慮する観点から著作物利用者の補償金支払義務が規定されており、著作権者に対する「放送同時配信等」を行うことも踏まえた「相当な額の補償金」の支払いが必要となります(34条2項)。

(イ)非営利・無料又は通常の家計用受信機を用いて行う公の伝達等(38条3項)

「放送」、「有線放送」又は「特定入力型自動公衆送信」が行われる著作物は、営利目的でなく、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、権利者の許諾なく受信装置を用いて公に伝達することができますが、本改正により、「放送同時配信等」のうち、同時配信及び追っかけ配信が行われた著作物(＝見逃し配信は除外³。)についても、営利目的でなく、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、権利者の許諾なく受信装置を用いて公に伝達できるようになりました。

この改正により、商業施設などで同時配信・追っかけ配信をタブレットやパソコン等を用いて利用者に視聴させることが可能となります。

(ウ)時事問題に関する論説の転載等(39条1項)

本改正により、新聞紙又は雑誌に掲載して発行された政治上、経済上又は社会上の時事問題に関する論説等(学術的な性質を有するものを除く。)は、「放送同時配信等」の態様においても権利者の許諾なく利用することが可能となりました。

(エ)国会等での演説等の利用(40条2項)

本改正により、国会等での演説等については、「放送同時配信等」においても権利者の許諾なく利用することが可能となりました。

(オ)放送事業者等による一時固定(44条)

本改正により、放送事業者、優先放送事業者及び放送同時配信等事業者は、公衆送信権の許諾を得た著作物を、「放送同時配信等」の目的のために、所定の手段によって一時的に録音又は録画することができるようになりました。

(カ)放送のための実演の固定(93条)

本改正により、実演の放送について、放送又は有線放送する権利を有する者の許諾を得た放送事業者は、当該実演を「放送同時配信等」のために録音又は録画することができるようになりました。

イ 許諾推定規定の創設

(ア)改正前

放送番組で著作物(音楽、写真、書籍等)を利用する場合には、その著作物利用について権利者の許諾を得る必要があり、放送に加えてインターネットによる配信も行う場合には、放送とは別にその利用許諾を得る必要がありました。

しかし、上記のとおり、放送番組には多様かつ大量の著作物が使用されており、放送及びインターネット同時配信や追っかけ配信までの限られた時間内で、番組内で使用する著作物の全ての権利者に対して、詳細な利用条件を説明し、放送のみならずインターネット配信の許諾まで得るのは困難であるという問題がありました。その結果、仮に

³ 同条は、テレビやディスプレイなど多種多様な形態での公への伝達を許容するものであるため、権利者に与える影響の大きさに配慮し、最も権利者に与える影響の大きい見逃し配信が除外されました。一方、同時配信及びこれに準ずる追っかけ配信はリアルタイム又はそれに近い時点において放送の配信を行うものであることから、その利用を許容しても権利者への影響が甚大なものではないとされ、対象に含まれることとなりました。

権利者が内心ではインターネット配信を行っても構わないと思っている場合であっても、その明確な許諾がない以上はフタかぶせ処理等を行った上で配信をせざるを得ませんでした。

(イ)改正後

本改正により、インターネットによる配信のうち「放送同時配信等」に該当するものについては、「放送同時配信等」を業とする放送事業者等が、著作物等の権利者から「放送」についての利用許諾を得た場合には、権利者が別段の意思表示をしていない限り、「放送」のみならず「放送同時配信等」についても利用許諾をしたものと推定することとされました(著作権法 63 条 5 項。)

もっとも、本規定はあくまで推定規定であり、「別段の意思表示⁴」が立証された場合には、推定は覆ることとなります。したがって、放送事業者等は、本改正後においても、可能な限り「放送同時配信等」における利用についても明示的な許諾を得ることが望ましいとされており、反対に、「放送同時配信等」での利用を望まない著作権者は、「放送同時配信等」における利用は許諾しないことを記録に残る方法で明確に伝えることが望ましいといえます。

ウ レコード音源・レコード実演の同時配信等における利用の円滑化

(ア)改正前

本改正前の規定において、レコード音源・レコード実演を「放送」で利用する場合には権利者から事前の許諾を得る必要はありませんでしたが、これらをインターネットによる配信で利用する場合には、事前に権利者から許諾を得る必要がありました。

この点、一般社団法人日本レコード協会などの著作権の管理団体(著作権等管理事業者(著作権等管理事業法 2 条 3 項。))以下「著作権等管理事業者」といいます。))による権利関係の集中管理等が行われている場合には、インターネット配信における利用についても、円滑に許諾を得ることが可能であったものの、そうでない場合には、インターネット配信の利用許諾を円滑に得ることが困難であり、「放送」で利用したレコード音源・レコード実演をインターネット配信で利用することができないおそれがあるという不都合が生じていました。

(イ)改正後

上記不都合を解消すべく、本改正では、インターネットによる配信のうち「放送同時配信等」に該当するものについては、著作権等管理事業者による権利関係の集中管理等が行われていないレコード音源・レコード実演については、通常の使用料に相当する補償金を支払うことにより、事前の許諾なく「放送同時配信等」において利用することができるようになりました(著作権法 96 条の 3)。

エ 映像実演の利用円滑化

(ア)改正前

映像実演については、「放送」で利用する場合も、インターネット配信で利用する場合も、いずれも権利者から利用許諾を得ることが必要であるものの、本改正前において

⁴ 同時配信等における利用を許諾しない旨の意思表示を意味し、同時配信等を拒否する意思表示がされた場合のみならず、同時配信等の条件等を示す意思表示も含まれるとされています。例えば、権利者側が、過去に同じ放送事業者との著作物利用契約に際し、放送同時配信等を明確に拒否する意思を行っていたなどの事情、過去に著作物利用の対価が支払われ、その対価の相場が、放送のみを行う場合と、放送と送同時配信等の双方を行う場合とで異なるという事情等がある場合には推定が覆る可能性があります。

は、「放送」については、初回の放送について許諾を得ていれば、契約に別段の定めがない限り、再放送の許諾を不要とする特例が存在しました。インターネット配信についてはこのような特例が定められておらず、再放送を行うには、個別に利用許諾を得る必要がありました。

そのため、映像実演について著作権等管理事業者による集中管理等が行われていない場合、円滑にインターネット配信の利用許諾を得ることが困難となり、再放送番組を同時配信等できないおそれがあるという不都合が生じていました。

(イ)改正後

上記問題を解消すべく、次のような改正が行われました。

- ① 著作権等管理事業者による集中管理等が行われておらず、かつ、文化庁長官が定める方法により円滑な許諾取得に必要な情報が記載されていないものについて、初回の「放送同時配信等」の利用許諾を得た場合には、契約に別段の定めがない限り、通常の使用料に相当する報酬を文化庁長官指定の団体に支払うことにより、事前の許諾がなくても再放送の「放送同時配信等」においても当該映像実演を利用することができる(著作権法 93 条の 3)。
- ② 初回の「放送同時配信等」の許諾を得ていない場合(又は初回放送時に「放送同時配信等」を行っていない場合)であっても、実演家と連絡をするために以下(i～iv)の全ての措置を講じてもお連絡がつかない場合には、事前に文化庁長官指定の著作権等管理事業者に通称の利用料相当額の補償金を支払うことで、事前の許諾なく再放送の「放送同時配信等」において当該映像実演を利用することができる(著作権法 94 条 1 項)。
 - i. 実演家の連絡先を保有している場合には、その連絡先に連絡すること
 - ii. 著作権等管理事業者であって、実演について管理を行っているものに連絡先を照会すること
 - iii. ウェブサイト等で実演家に係る情報が公表されていないかを確認すること
 - iv. 放送同時配信等することを予定している放送番組の名称、当該特定実演家の氏名その他の文化庁長官が定める情報を文化庁長官の定める方法で公表すること

オ 協議不調の場合の裁定制度の同時配信等への拡充

(ア)改正前

裁定制度とは、放送事業者が、著作物を「放送」するに当たって、権利者に許諾を得るための協議を求めたが協議が不調に終わった場合に、文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料額に相当する補償金を支払うことで、著作物を「放送」において利用することを認める制度です。改正前の規定では、「放送」のみが対象となっており、「放送同時配信等」の場合には裁定制度を活用することはできませんでした。

(イ)改正後

本改正では、「放送同時配信等」についても上記裁定制度の対象とされ、権利者との協議不調の場合であっても、裁定制度を利用することで、著作物を「放送同時配信等」において利用することが可能となりました。

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

(<https://uryuitoga.com/form>)

以上

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

©URYU & ITOGA 2022